

# ファストフィッシュロゴマークについて

Fast Fish エントリーシートを提出し、「わたしたちのファストフィッシュ委員会」において審査、選定された場合は、ファストフィッシュロゴマークを、選定された商品に貼り付けたり、商品パンフレットやホームページ等で使用可能。

例えば、

フライパン、レンジ、湯煎等で温めるだけの商品

保存もきき、今後人気が出そうな缶詰

水産物にかけるだけで一品できる調味料

等を想定しており、選定された商品のパッケージにロゴマークをつけることや、ファストフィッシュ選定商品を陳列している売り場にロゴマークを掲げることが可能です。もちろん、選定されたからといって、必ずロゴを使用しなければならないわけではありません。

